

君津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例

平成17年9月29日

条例第12号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、本市が設置する公の施設（法第244条第1項に規定する施設をいう。以下同じ。）の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募)

第2条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。ただし、指定管理者に管理を行わせようとし、又は行わせている公の施設（以下「指定施設」という。）が有する特質等を考慮し、公募しないことについて合理的な理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 指定施設の概要
- (2) 申請することができる団体の資格
- (3) 申請を受け付ける期間
- (4) 指定管理者の候補となる団体（以下「指定候補者」という。）を選定する基準
- (5) 指定管理者が行う管理の基準
- (6) 指定管理者が行う業務の範囲
- (7) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）
- (8) 指定施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

(指定管理者の指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、市長等に提出しなければならない。

- (1) 指定施設の管理に係る事業計画書
- (2) 指定施設の管理に係る収支計画書
- (3) 申請団体の経営状況等を説明する書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める書類

(指定候補者の選定等)

第4条 市長等は、前条の申請書が提出されたときは、次に掲げる基準に照らして審査を行い、指定施設の管理を行わせることが最も適当と認める申請団体を指定候補者として選定するものとする。

(1) 前条第1号の事業計画書から当該指定施設の運営に関し利用者の平等な利用が確保され、及び当該指定施設の効用が十分に発揮されるものであること。

(2) 前条第2号の収支計画書及び第3号の経営状況等を説明する書類から当該指定施設の管理を安定的に行う人員、資産その他の経営の能力を有していること。

2 市長等は、前項の規定による選定を行ったときは、速やかにその旨を当該選定に係るすべての申請団体に通知するものとする。

3 市長等は、第1項の規定により選定した指定候補者が指定候補者を辞退したとき又は指定候補者に著しく不相当と認められる事由が生じたときは、当該指定候補者以外の申請団体のうちから同項の規定により再度指定候補者を選定することができる。

4 市長等は、第2条ただし書の規定により公募しないときは、指定施設の管理を行わせようとする団体に前条各号に掲げる書類の提出を求め、当該団体を指定候補者として選定するものとする。

5 市長等は、前2項の規定による選定を行ったときは、速やかにその旨を当該選定に係る申請団体等に通知するものとする。

(指定管理者の指定等)

第5条 市長等は、前条の規定により選定した指定候補者について、法第244条の2第6項の規定による君津市議会の議決を経たときは、当該指定候補者を指定管理者に指定する。

2 市長等は、前項の規定により指定管理者の指定を行ったときは、速やかにその旨を告示するものとする。

(協定の締結)

第6条 指定管理者は、指定期間の開始の日前に、市長等と指定施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 当該指定施設の管理に係る事業計画に関すること。

- (2) 当該指定施設の管理の業務に関すること。
- (3) 法第244条の2第7項に規定する事業報告書（以下「事業報告書」という。）に関すること。
- (4) 本市が支払うべき当該指定施設の管理の費用に関すること。
- (5) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関すること。
- (6) 当該指定施設の利用料金に関すること。
- (7) 当該指定施設の管理に関し保有する利用者等に係る個人情報（君津市個人情報保護条例（平成9年君津市条例第3号）第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護に関すること。
- (8) 当該指定施設の管理に関し保有する情報の公開に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項  
（業務に関する聴取等）

第7条 市長等は、指定施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

（指定の取消し等）

第8条 市長等は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき理由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 本市は、前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、当該指定管理者に損害が生じても、その賠償の責めを負わない。

3 市長等は、第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、速やかにその旨を告示するものとする。

（事業報告書の作成及び提出）

第9条 指定管理者は、指定施設に関し次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、毎年度終了後30日以内に市長等に提出しなければならない。

- (1) 当該指定施設に係る管理の業務の実施状況

(2) 当該指定施設に係る管理の業務に要した経費の収支状況

(3) 当該指定施設の利用状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

2 指定管理者は、年度の途中において、その指定期間が満了したとき又は前条第1項の規定によりその指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その処分等の日から起算して30日以内に前項の事業報告書を市長等に提出しなければならない。

(原状回復)

第10条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき（当該指定期間の満了後引き続き指定管理者に指定されたときを除く。）又は第8条第1項の規定によりその指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった指定施設の施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長等が特に支障がないと認めるときは、この限りでない。

(損害賠償)

第11条 指定管理者は、自己の責めに帰すべき理由により指定施設の施設若しくは設備を損傷し、又は滅失したときは、速やかに原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長等がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(個人情報の取扱い)

第12条 指定管理者は、指定施設の管理に関し保有する利用者等に係る個人情報を取り扱う場合においては、当該個人情報の改ざん、滅失、き損及び漏えいの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の役員及び職員並びに指定施設の管理の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

3 前項の規定は、指定管理者の指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても、同様とする。

(情報の公開)

第13条 指定管理者は、君津市情報公開条例（平成16年君津市条例第1号）に基づく情報の公開に留意し、指定施設の管理に関し保有する情報の公開のために必要な措置を

講じなければならない。

(市長等による管理)

第14条 市長等は、第8条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき又は指定管理者が天災その他の事由により管理の業務の全部若しくは一部を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、他の条例の規定にかかわらず、その管理が必要となる期間、管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。